



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

証券取引等監視委員会による当社役員からの情報受領者に対する
課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社の当時役員からの情報受領者に対して、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

株主・投資家をはじめとする関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の内容

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象である情報受領者は、当社の平成 26 年 12 月期連結業績における売上高及び経常利益について、平成 26 年 2 月 10 日に公表された予想値と比較して大幅な差異が生じるという未公開事実を知り、当該事実が公表される前に、当社株式 4,600 株を買い付けたものです。

勧告では、この行為が金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。なお、この違反行為に対し、情報受領者が、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は 257 万円であります。

2. 当社の今後の対応について

当社では、重要情報の管理及び株券等の内部者取引防止規程の制定、並びに社内啓発を目的とした研修等の実施により、インサイダー取引の未然防止を図ってまいりましたが、それにもかかわらず今回の事態が発生したことを厳粛に受け止めております。

当社は、今回の事態を受け、内部者取引にかかる情報管理・売買管理体制を強化し、引き続きインサイダー取引規制を含めたコンプライアンスに関する教育を全役員および全社員に徹底して、再発防止に努めてまいります。

株主・投資家をはじめとする関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほど、よろしくごお願い申し上げます。

以 上